

令和3年度 大阪府路線バス・タクシー感染症対策強化支援事業補助金 FAQ

○事業全般

No	問	回答
1	補助率は何割ですか？	対象備品及び設備の購入・設置にかかる費用（税抜）の全額が対象となります。 ただし、申請車両1台毎に上限額があります。 車両1台毎の上限額 路線バス 20万円/台 タクシー 4万円/台
2	補助金を申請できる車両数に上限はありますか。	車両数に上限は設けていません。
3	1事業者の補助金の申請額に上限はありますか。	申請車両1台毎の上限額はありますが、事業者の補助金の申請額に上限は設けていません。
4	「既実施」と「未実施」とは何ですか？	申請時点で、備品等の購入及び設置（支払いを含む）が完了しているものが「既実施」、設置が完了していないものが「未実施」となります。すでに事業に着手をしているものであっても、申請時点で購入及び設置（支払いを含む）が完了していない場合は、「未実施」としての申請になりますのでご注意ください。また、一部の備品は設置完了していても、すべての備品等の設置が完了していない場合は「未実施」としての申請になります。
5	1車両あたり複数の備品や設備を設置する場合も補助対象事業となりますか。	複数の備品や設備も補助対象となります。ただし、補助上限額までしか補助されません。
6	補助対象備品・設備をリースする場合、リース事業者は補助事業者として認められますか。	リース事業者は対象外です。
7	リースする補助対象備品・設備は、業者は補助対象として認められますか。	リースする備品・設備は、補助対象外です。
8	備品や設備について、具体的な機器や性能の指定はありますか。	以下の目的を達成できると思われるものでしたら、特に指定はありません。 運転席と運転席以外の座席を隔離する仕切り：飛沫感染の防止

		<p>サーモグラフィー：非接触の検温</p> <p>なお、高性能空気清浄機、CO2 モニター、低オゾン発生装置については、ウイルス除去について効果があることを証する大学研究機関等第三者機関の証明書が添付されているものが望ましい。</p> <p>また、業界団体のホームページに、主な感染症対策機器等が紹介されておりますので、参考にしてください。</p> <p>日本バス協会： https://www.bus.or.jp/news/post-203.html</p> <p>全国ハイヤー・タクシー連合会： http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3502&a=13</p>
--	--	---

○補助対象車両

No	問	回答
9	コミュニティバスは補助対象となりますか。	補助対象となります。
10	乗合タクシー（路線不定期運行、区域運行）は、補助対象となりますか。	補助対象となります。
11	高速乗合バスは補助対象となりますか。	補助対象となります。
12	空港リムジンバスは補助対象となりますか。	補助対象となります。
13	「タクシー補助事業者」には個人タクシー事業者も含まれますか。	含まれます。
14	大阪府外の営業所のバスが、府域をまたいで府内を運行しているバスは補助対象となりますか。	府内の営業所に登録されているバスに限り補助対象となります。

○補助対象事業

No	問	回答
15	対象備品の設置について、国または市町村の補助を受けた経費は対象外とありますが、1台あたり〇万円と支援を受けた場合も、補助対象外になりますか。	<p>感染防止対策の設備に対し、国または市町村の補助もしくは他の支援金などを活用し設置したものは、補助対象外となります。</p> <p>例えば、車両 a について、感染症対策として物品 A（4万円）、物品 B（10万円）を設置し、物品 A については国の補助を受けたが、</p>

		物品 B については国の補助を受けていない場合、物品 A は補助対象外ですが、物品 B については本補助制度の対象となります。
16	地域公共交通確保維持事業のような、ある特定の路線の維持に関し、国や自治体から補助を受けている路線のバスは補助対象外になりますか。	そのような路線を運行しているバスに対しても補助対象となります。
17	キャッシュレス化などを実施するにあたって、拠点となる、営業所などに機器の整備が必要な場合、その機器も補助対象となるのか。	<p>車両に設置するキャッシュレス化の設備に付随して、営業所などに設置する機器の整備に必要な経費も補助対象となります。その場合は、営業所などに設置した機器にかかる費用を、車両の台数で按分することになります。</p> <p>Ex)</p> <p>〇〇タクシー（株）の府内営業所の車両 100 台をキャッシュレス化する場合</p> <p>設置に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両搭載機器：1 万円/台 100 台×1 万円=100 万円 ・営業所の設置機器：100 万円 <p>合計 200 万円</p> <p>車両 1 台あたりの補助申請額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両搭載機器：1 万円/台 ・営業所の設置機器 100 万円÷100 台=1 万円/台 <p>合計 2 万円/台</p> <p>となり、タクシーの場合の補助限度額 4 万円/台以内なので、全額補助対象となります。</p>
18	キャッシュレス化に伴う固定費、決済手数料は補助対象となりますか。	補助対象となりません。補助対象は備品の購入代金、設置費のみとなります。
19	消毒液やマスクなどの消耗品も補助対象となりますか。	消耗品は補助対象となりません。感染防止対策をより強化する取組を支援するものであり、消耗品は補助対象外としております。
20	施設の更新なども補助対象となりますか。	対象備品・設備に該当するものであれば、その更新も補助対象となります。
21	既にキャッシュレス化導入済みで、機能の改修を行う場合は補助対象となりますか。	既設以外のキャッシュレス方法の導入（IC に加えて QR）に必要な備品の設置費用は補

		助対象となりますが、既設のキャッシュレス方法のままでその機能改修を行う場合は補助対象外です。
22	営業所に設置する感染拡大防止のための設備は補助対象になりますか。	営業所内の感染拡大防止を目的とした設備については、補助対象となりません。車両の感染拡大防止のための設備に限ります。キャッシュレス化のための Wi-Fi 設備等、営業所に設備設置が必要なものは、対象となります。
23	「運転席と運転席以外の座席を隔離する仕切り」について、その材料は限定されますか。	特に限定しません。アクリル板でもビニールカーテンなどであっても補助対象とします。
24	Wi-Fi 設備等とありますが、無料公衆無線 LAN としての設備は、補助対象となりますか。	キャッシュレス化に必要な設備としての Wi-Fi 設備に限ります。
25	対象となるキャッシュレス決済手段とはどういったものですか。	クレジットカードや QR コード決済等が対象となります。また、1 つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。
26	既にクレジットカード決済に対応している車両に対し、新たに QR コード決済に対応するためにタブレット端末を導入する場合、補助対象となりますか。	補助対象となります。
27	タクシーメーターはキャッシュレス機器に含まれますか。	タクシーメーターによって算出された運賃、料金がそのまま決済情報として用いられる等一体としてキャッシュレス機器を構成していると認められる場合は補助対象となります。
28	乗合と貸切の事業を実施しており、乗合と貸切の両方にかかる感染症対策を 1 つの領収書で実施している場合、補助対象である乗合分の車両台数を切り分けて補助申請することができるか。	領収書に対策する台数や数量が記載されており、補助対象の台数や数量から適切に切り分けていると確認できる場合、申請可能です。

○スケジュール

No	問	回答
29	補助事業対象期間は、いつからいつまでですか。	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日の間に購入から車両に設置（支払いまで）を完了した備品および設備が補助対象となります。
30	交付が決定されるまでの間、事業を進めること	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日の間

	は可能ですか。	に購入から車両に設置（支払いまで）を完了した備品および設備であれば、交付決定前の購入でも対象となります。
31	完了実績報告の提出はいつまでですか。	完了実績および補助金の請求については、事業完了後30日以内または令和4年3月10日（木）のどちらか早い期日までに提出してください。 既実施の場合は、交付申請時に提出いただく既実施分交付申請書が実績報告を兼ねておりますので、改めて実績報告をしていただく必要はありません。

No	問	回答
32	券売機のキャッシュレス化は対象となるか。車両には特設設備を新たに設けない。	券売機のキャッシュレス化のみの場合は補助対象外です。
33	休車や一時抹消中の車両に対する対策は補助対象となるか？	未実施の場合は、申請時点で、休車中もしくは一時抹消中の車両についても、受付します。 事業計画書の車両番号欄に、休車中の車両については車両番号に加え、「休車中」の記載を、一時抹消中の車両については、「一時抹消中」の記載など、休車、抹消中であることがわかるように記載してください。 車検証の写しは、申請時点で有効期限の切れていないものを提出いただきますが、休車中の車両については有効期限が切れていても問題ありません。 実績報告時には、再登録を行い車検証・ナンバープレートがなければ補助金交付はできませんので、申請時に休車中車両で車検証の有効期限の切れていた車両、一時抹消中の車両については車検証の写しを提出してください。 オンライン申請の場合は、【添付】その他の参

		考資料で添付してください。
34	クレジット決済機能のみの機器は補助対象となるか？	クレジットカード利用の決済機能（従来式も可）でも対象となります。
35	中古品の購入は補助対象となるか？	補助対象となります。
36	協会・組合が一括購入したものを事業者が購入した設備等も対象となるか？	補助対象となりますが、協会・組合が販売手数料をとっている場合、その手数料は補助対象外となります。
37	個人同士で売買した設備等は対象となるか？	領収書があれば対象となります。
38	バスに備え付けの換気装置に追加で部品を付けて換気機能を高性能にする場合、追加部品は補助対象となるか？	換気機能のみの設備は、補助対象備品のいずれにも該当しないので補助対象外となります。
39	バスの乗客席の間の仕切板は補助対象となるか？使い捨てタイプは対象となるか？	バスの乗客席間の仕切板は、「運転席と運転席以外の座席を隔離する仕切り」を構成する備品として対象となりますが、使い捨てタイプの仕切板は消耗品に該当するため補助対象外となります。
40	運転手用の首掛けタイプの空気清浄機は対象となるか。	効果が個人用で、車両に設置する備品等ではないので、補助対象外となります。
41	空気清浄機の設置費用（シガーソケットの電源取り出しなど）も対象となるか？	設置費用として対象となります。
42	暴力団等審査情報（様式第4号）に記載する役員には監査役も含むのか？	含みません。
43	車検証や領収書の写真については、カラーコピーやPDFデータでも可能か？	可能です。
44	郵送申請の場合でも、様式第2号や第7号などメールでデータを送付することはできるか？	可能です。交付申請書に記載のメールアドレスより、バスタクシー補助金審査チームあてに送付してください。 bustaxi@gbox.pref.osaka.lg.jp
45	消毒用具は補助対象となるか？	補助対象外です。
46	未実施で申請を行ったが、事業計画書（様式第7号）に記載した対策内容を変更したい。	募集要項に記載のとおり、対策内容を変更する場合は連絡不要です。実績報告（請求）の際に、確認を行います。 ただし、事業計画書（様式第7号）に記載の交付予定額の合計額を上限に、補助金の交付を行いますので、対策内容を変更することで、交付予定額が増額となる場合は、事業計画書（様式第7号）を修正する必要があります。

		<p>す。</p> <p>その場合、バスタクシー補助金審査チームまでご連絡いただき、一度申請を取下げた後、再申請してください。</p> <p>なお、事業計画書（様式第7号）の修正を行えるのは、申請期限の12月28日までとなりますのでご注意ください。</p>
47	車内抗菌処理として、スプレータイプは対象となりますか？	対象となります。なお、対象期間中に設置（車内への散布）が完了した際の経費が対象となるため、予備のスプレー購入費は補助対象外です。
48	導入済みのキャッシュレス端末機（クレジット決済機能）にオプションで交通IC決済機能を追加するためのシステム改修費は補助対象となるか？	設備の設置を伴わないので補助対象外です。
49	営業所に設置するキャッシュレス設備の費用の計算（車両数按分）は、営業所単位で計算しなければいけませんか？	補助対象となる営業所、車両全体で計算していただいて構いません。
50	ハイヤー車両は対象となりますか。	対象となります。
51	<p>複数の車両に同じ対策を行う場合、備品、設備の写真、車両への設置状況の写真はどの車両分も同じものになるが代表で1車両分の提出にできないか？</p> <p>（設置状況の写真については、車内からでは車両の区別もできない場合もある）</p>	<p>備品、設備の写真については、数を確認できるのであれば、申請車両分を一枚で撮影したもので構いません。</p> <p>設置状況の写真は車両毎にご提出ください。</p>
52	車内抗菌処理の備品、設備の写真、車両への設置状況の写真はどのような写真を提出すればよいか？	<p>車内抗菌処理に関しては下記の資料を提出してください。</p> <p>施工業者に行ってもらう車内抗菌処理</p> <p>○備品、設備の写真： 施工業者のカタログ等施工する抗菌処理がわかる資料</p> <p>○設置状況の写真： 完了後の車両内写真に加え、実施済みを示すステッカーや証明書等があればその写真若しくは写し。</p> <p>申請者自身で製品を購入して実施する車内</p>

		<p>抗菌処理</p> <p>○備品、設備の写真： 他の設備と同様に購入した製品の写真</p> <p>○設置状況の写真： 完了後の車内写真に加え、実施済みを示すステッカーや証明書等があればその写真若しくは写し。</p>
53	新規購入予定の車両（申請時点では車両番号・車検証が無い）についても申請は可能か？	<p>未実施の場合に限り、申請時点で車両番号・車検証が無くても、事業計画書の車両番号欄を「新規購入予定」等分かるように記載していただければ申請を受付いたします。</p> <p>実績報告時には、実績報告書兼請求書に車両番号を記載してください。</p> <p>車検証の写しは、実績報告時にご提出いただきます。オンライン申請の場合は「その他の参考資料」としてアップロードしてください。郵送申請の場合は、実績報告書類に同封して提出してください。</p>
54	車検証の有効期間について	原則、申請日時点で有効な車検証の写しを添付してください。